

ID: 1699

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	組合設立の認可
法令名称 根拠条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律 第113条第1項
法令番号	平成14年法律第78号
【基準】 法第113条及び第118条の規定による。 (設立の認可) 第113条 次に掲げる者(以下「売却合意者」という。)は、売却決議マンション等(次項各号に掲げるマンション又は土地をいう。第五項において同じ。)ごとに、5人以上共同して、定款及び資金計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。 (1) 区分所有法第64条の6第3項において準用する区分所有法第64条の規定により区分所有法第64条の6第1項に規定する建物敷地売却決議(以下単に「建物敷地売却決議」という。)の内容によりマンション敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該建物敷地売却決議の内容により当該マンション敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。) (2) 区分所有法第64条の7第3項において準用する区分所有法第64条の規定により区分所有法第64条の7第1項に規定する建物取壊し敷地売却決議(以下単に「建物取壊し敷地売却決議」という。)の内容によりマンション除却敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該建物取壊し敷地売却決議の内容により当該マンション除却敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。) (3) 区分所有法第71条第5項において準用する区分所有法第64条の規定により団地内建物敷地売却決議の内容によりマンション敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該団地内建物敷地売却決議の内容により当該マンション敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。) (4) 区分所有法第76条第3項において準用する区分所有法第64条の規定により区分所有法第76条第1項に規定する敷地売却決議(以下単に「敷地売却決議」という。)の内容により敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者(敷地共有持分等を有する者であってその後に当該敷地売却決議の内容により当該敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。) (5) 区分所有法第85条第4項において準用する区分所有法第64条の規定により一括敷地売却決議の内容により敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者(敷地共有持分等を有する者であってその後に当該一括敷地売却決議の内容により当該敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。) (認可の基準等) 第118条 都道府県知事等は、第113条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。 (2) 建物敷地売却決議、建物取壊し敷地売却決議、団地内建物敷地売却決議、敷地売却決議又は一括敷地売却決議(以下「売却決議」と総称する。)が、当該売却決議の要件を満たしてされたものであること。 (3) 定款又は資金計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。	

- (4) マンション敷地売却又はマンション除却敷地売却を行う場合にあっては、当該マンション敷地売却又は当該マンション除却敷地売却を行うことが、売却等マンションの居住者の居住環境の改善のために必要であること。
- (5) 当該マンション等売却事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- (6) マンション敷地売却事業に係る売却決議マンション又は売却決議マンション群の全部(認定除却等計画に係るものその他の国土交通省令で定めるものを除く。)が第163条の56第2項各号のいずれにも該当しないと認められること。
- (7) その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日

平成 27 年 7 月 1 日

最終変更年月日

令和 8 年 2 月 1 日